

# 高校生総合保障制度 のお知らせ

(こども総合保険)

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。  
今回ご案内する総合保障制度は、埼玉平成高等学校の生徒全員が加入している制度です。  
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も  
総合的に補償する制度です。

詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

熱中症補償

## 高校生総合保障制度の特長

- 换算期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も) 補償します。
- 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英費用** を補償します。
- お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任** を補償します。  
**示談交渉サービス\*** がセットされています。  
\*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。  
国内のみのサービスとなります。
- お子様が**ケガ** をした場合に補償します。
- 24時間・年中無休の「健康・医療相談サービス」**が受けられます。
- 細菌性食中毒** または **ウイルス性食中毒** を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

# 保護者のご希望をカタチにした 『高校生総合保障制度』です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

## ■基本補償

### ●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等)を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

### ●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



### ●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

## ■特約補償

### ●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●傷害医療費用補償

お子様がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入退院時の交通費などを補償します。

補償期間  
(保険期間)

2021年4月9日午前0時 から 2022年4月9日午後4時 まで

○制度掛金(保険料)7,000円(1年分) 2年次以降は加入者証にてご案内をいたします。

プラン表(補償項目／保険金額)		A プラン
基本 傷害(ケガ) 補償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1 億円
	育英費用 (一時金) ★	100 万円
	死亡保険金 ★■	185 万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって) ★■	185 ~約 7.4 万円
	入院保険金 日額(180日限度) ★■	2,000円
	手術保険金 (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の ★■	入院中 10倍 入院中以外 5倍
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の補償項目が 補償対象となります
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の補償項目が 補償対象となります
特約	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の補償項目が 補償対象となります
	傷害医療費用 (1事故あたり支払限度額) ★	80 万円
制度掛金(保険料) (一時払)		7,000 円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者1,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。

# 保険金お支払例

【補償内容:Aプランの場合】

## 個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任

15,745,000円

## 育英費用

保険金合計

1,000,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

●育英費用・・・ 1,000,000円



## 傷害(ケガ)

保険金合計

20,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・ 20,000円  
(2,000円×10日)  
●傷害医療費用を実費でお支払いします。



## 加入者サービス

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つサービスをご用意しています。

### ①ハロー健康相談24

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・ストレスに関して電話でアドバイスします。医療機関に関する情報も提供します。

対象 ご加入のお子さまとそのご家族

受付時間 24時間年中無休

ご相談例 ●深夜でも診てもらえる病院が近くにありますか?  
●公園で足首をひねり、夜になって腫れがひどくなってきたのですが…

### ③メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

対象 ご加入のお子さまと保護者

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

ご相談例 ●理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。  
●ゆううつで気分がすぐれない。

※保護者の方のカウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※④弁護士相談サービスは、小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。

### ②セカンドオピニオンレンジサービス

各専門分野の総合相談医\*が病状・症状のご相談をお受けし、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医\*を紹介します。

対象 ご加入のお子さまとそのご家族

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ご相談例 ●病状・症状にあった専門医に相談したい。  
●手術することになったが、他に選択肢はないの?

※日常的に見られる病症状で、治療にあたり専門性を必要としない傷病のご相談はお受けできません。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。

\*ティーパック株式会社の用語定義によります。

### ④弁護士相談サービス

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

対象 ご加入のお子さまと保護者

受付時間 月～金曜日 10:00～17:00

(土・日・祝日・弁護士事務所休業日を除く)

※Web、FAXでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。

ご相談例 ●相続で揉めないようにするために?  
●SNSやインターネットで中傷被害を受けている。

# 高校生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要是、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 個人賠償責任補償 (国内外補償) \*個人賠償責任 補償条項の一部変更 \*受託品 賠償責任補償 \*賠償事故の解決に関する特約セツト

■保険金をお支払いする場合  
被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えること、国内で電車など（※）を行なう不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。  
●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故  
●日常生活に起因する事故 受託品（被保険者が他人から借りたり預かってたりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。  
お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。  
●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度）  
●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）  
（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。  
●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用的する用具 …など  
（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。  
（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、

日本国内で発生した事故に限ります。（注4）学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多い、その場合補償の対象となりません。  
被保険者の範囲 ①本人（加入者証記載の被保険者をいいます。）②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。  
⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターナンシップを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターナンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 …など  
く受託品にかかる保険金をお支払いしない主な場合

上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび・変質・変色・欠陥 ●電気の事故・機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと …など

または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死ぬまたは重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など

## 育英費用補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合  
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。  
（注1）同種の補償 特約をセッティングしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。  
（注2）「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。  
・育英費用保険金をお支払いした場合  
・被保険者が独立して生計を営むようになった場合  
・被保険者が扶養されなくなった場合

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為

## 傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒 補償セツト

■保険金をお支払いする場合  
【死亡保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。  
【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。  
【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、【ご加入の保険金日額×入院日数】をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）

【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術

■保険金をお支払いする場合  
急激かつ外来的日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセッティングしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】 「傷害補償」（死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院）の保

■保険金をお支払いする場合

被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご加入の保険金額限度）

●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 （注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。

1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×5] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

險金

■保険金をお支払いしない主な場合

「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合

「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

## 熱中症危険補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合  
被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご加入の保険金額限度）

●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 （注）労災保険からの給

付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。

# 用語のご説明

補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語	説明
あ 医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
危 険 な 運 動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
か ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 【注】子ども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 ●「急激」とは、突然に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3条件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能的重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ 細 菌 性 食 中 毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
自 己 負 担 額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
支 払 対 象 期 間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支 払 年 度	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から順次1年間ずつをいいます。
重 度 の 後 遺 障 害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの（同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの）をいいます。 例：両眼の失明、咀しゃくおよび言語の機能の全麻…など
手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象なりません。
た 同 一 の 病 気	次のいずれかに該当する場合をいいます。（後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。） ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院しなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。（2020年7月31日現在） エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9亜型に限ります。）、新型コロナウイルス感染症（一類～三類感染症には該当しませんが、補償対象となります。）
は 配 偶 者	婚姻の相手をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。）。
発 病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
扶 養 者	お子さま（被保険者）の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
保 険 年 度	①保険期間に1年末満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年末満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】

・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したもので、詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

グローバル・アイ

TEL : 044-959-1200 FAX : 044-955-2232

〒215-0021 神奈川県 川崎市 麻生区 上麻生 1丁目  
7-14-202

担当：高橋

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く）  
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111